第四章中第百十一条の二十三を第百十一条の二十八とし、第百十一条の二十二の二を第百十一条の二十七とし、第百十一条の二十二を第百十一条の二十六とし、第百十一条の二十一の次に次の四条を加える。

（長期借入金及び全国土地改良事業団体連合会債券）

第百十一条の二十二　全国連合会は、第百十一条の九第六号ロに掲げる事業に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券（以下この条から第百十一条の二十四までにおいて「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による債券の債権者は、全国連合会の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　会社法第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第百十一条の二十三　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第百十一条の二十四　全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第百十一条の二十五　全国連合会は、次に掲げる方法による場合を除くほか、第百十一条の九第六号ロに掲げる事業に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

第六章中第百三十六条の四を第百三十六条の五とし、第百三十六条の三を第百三十六条の四とする。

第百三十六条の二中「第百十一条の二十三」を「第百十一条の二十八」に改め、同条を第百三十六条の三とし、第百三十六条の次に次の一条を加える。

（財務大臣との協議）

第百三十六条の二　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第百十一条の二十二第一項若しくは第四項又は第百十一条の二十四の規定による認可をしようとするとき。

二　第百十一条の二十五第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第百四十五条を第百四十六条とし、第百四十四条を第百四十五条とする。

第百四十三条中「の場合においては」を「に掲げる場合には」に、「清算人を」を「清算人は、」に改め、同条第三号、第五号から第七号まで及び第九号から第十一号までの規定中「第百十一条の二十三」を「第百十一条の二十八」に改め、同条第十四号中「登記」の下に「（第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「による公告」の下に「（第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公告を除く。）」を加え、「虚偽」を「不正」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号の次に次の二号を加える。

十二　第百十一条の二十二第一項若しくは第四項又は第百十一条の二十四の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十三　第百十一条の二十五の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第百四十三条を第百四十四条とし、第百四十二条の次に次の一条を加える。

第百四十三条　次に掲げる場合には、土地改良区の役員又は組織変更後一般社団法人の理事若しくは組織変更後認可地縁団体の代表者（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは代表者の職務を代行する者又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定若しくは地方自治法第二百六十条の九の規定により選任された理事の職務を行うべき者若しくは仮代表者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一　第七十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第七十六条の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二　第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三　第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四　第七十六条の八第一項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五　第七十六条の八第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第百十一条の二十三」を「第百十一条の二十八」に、「第百三十六条の四」を「第百三十六条の五」に改める部分を除く。）、第二十九条の二第三項の改正規定、第八十三条（見出しを含む。）の改正規定、第二章第一節中第五款を第六款とし、第七十五条の次に款名及び目名を付する改正規定、第七十六条の改正規定、同条の次に九条及び一目を加える改正規定、第九十一条第一項の改正規定、第百四十五条を第百四十六条とし、第百四十四条を第百四十五条とする改正規定並びに第百四十三条を第百四十四条とし、第百四十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の土地改良法（以下この条において「新土地改良法」という。）第八十七条の三第一項（土地改良法第二条第二項第一号又は第七号の事業に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。次項において「機構法」という。）第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。）（新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。次項において同じ。）について適用する。

2　前項の規定にかかわらず、機構法第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、新土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日前に取得した機構法第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得たときは、当該農用地については、新土地改良法第八十七条の三第一項の規定を適用する。